

平成29年9月までに50,294基の浄化槽が認定されています。

## 「みず再生施設認定制度」について

### 1 認定制度の趣旨

現行の下水道事業の経営状況は、総じて厳しい状況にあることから、既存の合併浄化槽との共生により、汚水処理施設の整備が効率化されます。

合併浄化槽は、生活排水を発生源で処理し、身近な河川や側溝に放流することから、河川の水量の確保、多様な生態系の維持、水辺地の保全等自然の水循環に寄与しています。

また、人口の減少、地震・洪水などに対しても、管路や施設がコンパクトなため、その影響を受けにくい特性を有しています。

(一財)岐阜県環境管理技術センターでは、ブロワ停止時の警報機の設置や放流水の透視度30度以上の確保など、合併浄化槽のより高度な維持管理による「みず再生施設認定制度」を創設しました。

### 2 制度の特徴

(1) 過去3年間連続で認定基準に適合した合併浄化槽を「みず再生施設」と認定します。

- ・ 認定後の法定検査で認定基準に不適合となった浄化槽で、是正措置後に改善された浄化槽を準認定浄化槽（1年間有効）とします。
- ・ 是正措置を1週間以内に講じたにもかかわらず改善されなかった浄化槽は、認定を取り消します。
- ・ 準認定浄化槽で、次回の法定検査で認定基準に適合となった場合は、認定浄化槽とします。
- ・ 準認定浄化槽で、次回の法定検査で認定基準に不適合となった場合は、認定を取り消します。
- ・ 認定を取り消した浄化槽は、再度、3年間連続して適合しなければ認定しません。

(2) 浄化槽の心臓とも言えるバッキ装置（ブロワ）が停止すると、放流水質の悪化を招きますが、本認定制度では、業界負担で音声による「ブロワ停止警報機」を設置することとします。

(3) 認定シールを設置者宅に貼付させていただくことにより、設置者の適正使用意識の向上及び一般浄化槽使用者との差別化からの認定志向・水環境の向上を目指します。

(4) 認定申請は無料です。

### 3 認定基準

- (1) (一財) 岐阜県環境管理技術センターが実施した 7 条検査及び 1 1 条検査を含めた法定検査で、過去 3 年間連続して判定基準に適合していること。  
なお、認定後の 1 1 条検査で不適合となった浄化槽は、維持管理業者が是正措置を 1 週間以内に実施するものとする。
- (2) 保守点検及び清掃が、浄化槽法で定められた回数及び技術上の基準に基づき実施されていること。
- (3) 浄化槽の放流水質が、透視度 30 度以上であること。
- (4) 浄化槽のブロワ停止警報機が設置されていること。

### 4 認定証シール <実物：9 c m>



〈認定基準〉(3) 放流水質が透視度30度以上であること。

## 〈BODと透視度の関係〉

$$y = 515.53x^{-1.089}$$

$R^2 = 0.9643$  (対象: 3,562基)

● 調査対象条件  
平成19年4月～平成21年3月 11条法定検査  
20人槽以下の合併浄化槽

